次世代認定マーク「くるみん」認定取得について

佐野信用金庫(理事長 木村 浩)は、2021年9月30日、厚生労働省・栃木労働局長から次世代育成支援対策推進法*に基づく「基準適合一般事業主」として認定を受けましたのでお知らせいたします。

当金庫では、2019年3月に「佐野信用金庫 行動計画(第3期)」を策定し、「育児 短時間勤務制度の対象期間を小学校就学始期まで延長」「所定外労働の削減のため定 時退庫の推進」「男性職員の育児休業取得推進」を掲げ、職員が仕事と子育てを両立しながら、その能力を十分に発揮できるような雇用環境整備等に取組んでまいりました。

今回の認定を受け、当金庫では引き続き仕事と家庭の両立支援の取り組みを推進してまいります。

※「次世代育成支援対策推進法」は、次代社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、企業、国民が担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成17年4月1日から施行されています。この法律は平成26年度末までの時限立法でありましたが、法改正により法律の有効期限が令和7年3月31日まで10年間延長されました。事業主は次世代育成支援のための「行動計画」を策定することとされています。

以上





【本件についてのお問い合わせ】

佐野信用金庫 総務部(担当:原沢)

TEL: 0283-22-3378

